弊所顧客のみ閲覧可

ASA
期待を超える一層の努力

月刊Eニュースレター
巻号 2-4
2021年4月

ボトムライン

目次

直接税 2
間接税 3
会社法及び関連法 4
CFO の展望 5
M&A 関連 5
弊社ニュース 6
用語集 7
当社概要 8

主要な指標

Indices 指数			
BSE SENSEX	49,509	0.83%	▲
NSE NIFTY50	14,691	1.11%	▲
NASDAQ Composite	13,247	0.41%	▲
NIKKEI 225	29,179	0.73%	▲
Currency 通貨			
USD/INR	73.14	1.06%	▲
EURO/INR	85.78	3.89%	▲
GBP/INR	100.78	2.15%	▲
JPY/INR	0.66	4.84%	▲

注記: 2021年3月31日時点の前月比をパーセンテージで表示しています。
参照: *Yahoo Finance, Investing.com*

直接税

通知・通達

通知・通達

- 税務監査におけるForm3CD内で開示されるGST取引内容及び二重課税や租税回避に関する情報(GAAR)について、提出期限は、2022年3月31日までさらに延期された
- AadharカードとPANの連携に関する期限は、2021年6月30日までさらに延長された。
- 所得税法148条における通達並びに、144C条におけるDRP及び平衡税に関する政府通達について、発行期限が2021年4月30日まで延長された。

Circular No. 05/2021 and Notification No. 20/2021– CBDT, dated March 25, 2021 and March 31, 2021

非居住者への支払いに適用される源泉徴収税の軽減税率及び免税申請に関する電子的なフォームが公示される

これまでは非居住者への支払にかかるTDSの課税に関して、軽減税率及び免税の申請について特定の様式は規定されていませんでした。実務上、源泉徴収義務者は、課税額を算定するために税務当局の事務所へ直接赴く必要がありましたが、こちらの必要がなくなります。今回新たに公示された様式であるForm15Eにおいて、源泉徴収額が軽減税率・免税の適用申請が可能となります。このフォームは2021年4月1日より利用可能です。

Notification No. 18/2021- CBDT, dated March 16, 2021

税務調査が再検討される可能性のある企業のリストアップ

2013-14年度から2017-18年度の税務申告について税務調査が再度行われる可能性のある企業がリストアップされた。「非居住者に対する課税」については別途指示が出されている。

Instruction F. No.225/40/2021/ITA-II, dated March 04, March 15, March 26 and March 27, 2021

司法判決

非居住者のソフトウェア販売におけるロイヤリティ収益は非課税

最高裁判所はロイヤルティとする課税か事業利益とする課税かの如何にかかわらずソフトウェア販売の支払いは非課税とする判決を下しました。こちらは長期にわたる税務論争に終止符を打つ判決となります。裁判所はインド国内のエンドユーザー又はディストリビューターが、インド国外のソフトウェア製造業者又はサプライヤーに支払う金額について、ソフトウェアの再販または使用の対価は通常、租税条約の下でロイヤルティとして分類されない点に判決の根拠を見出しています。

むしろ、それらの事業利益の性質を鑑みると国外事業者がインドにPE(恒久的施設)を有しない場合はインドでは課税されるべきでないとしました。

Engineering Analysis Centre of Excellence (P.) Ltd. [TS-106-SC-2021]

教育目的税の支払額は損金算入が可能

裁判所は所得税法第40条a項の2では、教育目的税(Education cess)を損金不算入 と明記しておらず、また、税金として定義 していないとの見解を示し、同様の判決を 下した。この判決により、過去に支払った 教育目的税は法人税計算において、控除項目として損金算入が可能となる。

Gloster Ltd. v. ACIT ([2021] 125 taxmann.com 223 (Kolkata - Tribunal)

軽減税率及び免税申請に関する電子フォームの公示

非居住者のソフトウェア販売におけるロイヤリティ収益は非課税

教育目的税の支払額は損金算入可能

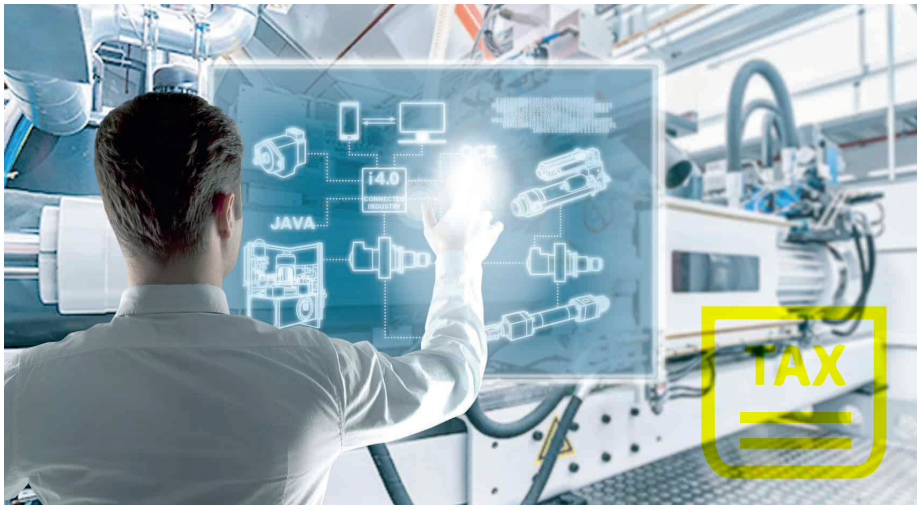

間接税

通知・通達

B2C事業における電子請求書用のQRコードの導入

2017-18年以降の会計年度において、総売上高が50億を超える納税者は、発行するすべてのB2C電子請求書へのQRコード記載義務があります。ペナルティ期限は2021年6月30日までさらに延長されました。

Notification No. 06/2021-Central tax dated March 30, 2021

E-インボイスの適用範囲の明確化

2021年4月1日より、2017-18年以降の会計年度において、総売上高が50億を超える納税者は、発行するすべてのB2C電子請求書へのQRコード記載を義務付けられています。

- 輸出取引にはQRコード記載不要。
- QRコードにはサプライヤーのGSTIN、サプライヤーのUPI ID、受取人の銀行口座番号、IFSC、請求書番号、日付、合計金額、GSTの金額、税の種類の内訳などさまざまな詳細が含まれている必要がある。

Notification No. 05/2021-Central Tax dated March 08, 2021

訴訟・事前裁定

T商品券への課税

商品券自体は商品でもサービスでもなく、単なる将来の対価支払いにかかる手段です. この商品券に関連する商品・サービスの提供時期は、商品券の発行日とし、税率は商品に適用される税率とすることが明示されました

M/s Kalyan Jewellers India Ltd (AAAR Tamil Nadu)

外国人従業員に支払われる給与にGSTは適用しない

プロジェクトオフィスにおける出向社員の労務提供は、「雇用契約に関連した、雇用主へ提供される非雇用者によるサービス」としてみなされるとの見解が示されました。従って出向社員の給与にGSTは課されないと事前裁定が下っています。

M/s Hitachi Power Europe GmbH (AAR Uttar Pradesh)

技術的問題によるGST仕入税額控除の利用不可に対する救済

GSTポータルの技術的な問題による仕入税額控除（ICT）の却下はされないとの判決が出ました。

技術的な問題によりGSTの税額控除が却下された場合、申立人からの物理的なハードコピーを受け入れるように裁判官がGST当局へ指示を出しました。

M/s INM Technologies Pvt Ltd. v The Union of India and others (Karnataka High Court)

CSR費用に関する仕入税額控除

2013年会社法に基づいて企業が支出する必要のあるCSR費用は事業の過程または助成で発生した費用とみなされる。従って同じものがITCの対象となる。.

M/s Dwarikesh Sugar Industries Limited (AAR Uttar Pradesh)

従業員からの回復

会社負担による通勤バスなどの従業員の通勤手段に対する支払いは、雇用契約の観点から「サービスの供給」としてみなされず、それゆえしたがって従業員からの輸送施設の回収はGSTが課税されないとする判決が出ました。

M/s North Shore Technologies Private Limited (AAR Uttar Pradesh)

総売上高が5億ルピーを超える納税者に対して電子請求書が義務化

技術的な問題によるGSTの仕入税額控除（ICT）は却下されない

CSR費用の支払いは仕入税額控除の対象へ

GST登録の取消

裁判所は、GST登録番号の廃止に通知は曖昧で不正確であってはならないとし、

州政府によるGST差し止め命令は、差し止め理由を明示していないため無効とされました。そのため、申立人のGSTアカウントの差し止め解除を行うよう裁判官がGST当局へ指示を出しました。

M/s Dayamay Enterprise v State of Tripura (Tripura High Court)

会社法及び関連法

通知

2021年の会社（経営管理および事業運営）規則の改正

インド企業省(MCA)は、1人会社および中小企業向けの報告フォームMGT-7に代わる新しい年次報告書としてMGT-7Aを発表しました。2020-21年度以降はこちらの新フォームで年次報告書を提出する必要があります。

Notification No. G.S.R. – 159(E)/ MCA/dated March 05, 2021

インド準備銀行

定期購読型のオンライン収益事業に利用される支払い手段について、インド準備銀行は新たなフレームワークの導入について発表しました。

電子決済用カードや・電子マネー・UPIを使用したオンラインサービスへの定期的な支払いについて、事業者の登録を促しており、顧客の支払いニーズに適切に対応できるように安全性、セキュリティ、および利便性の向上を目指しています。

Press Release: 118/20-21/RBI/dated March 31, 2021

一人会社および中小企業向けの新たな年次報告フォームMGT-7Aが発表される

定期購読型ビジネスの電子取引にかかる商業登録のフレームワークの導入について、移行期限が延長された

2021年インドの破産倒産委員会（法人の破産解決プロセス）（改正）規則

- 破産倒産法の新条項12A条に従い、債権者は、破産開始日以降、何らかの請求が部分的または完全に満たされた後に請求を更新するものとされます。
- 様式CIRP7は、破産倒産専門家の規定するスケジュールとプロセスの進捗報告として提出され、法人の破産解決プロセスが停滞している場合に30日ごとに提出されるものとします。停滞のケースは次の通りです:

»公告の不履行

»倒産専門家(RP)未任命

» 情報覚書の不発行のデフォルト

» 破産計画要求（RFRP）の未発行

» CIRPの未完了

Notification No. REG070/IBBI/dated March 15, 2021

CFO の展望

2013年会社法の附則資料IIIの改正による財務諸表の開示項目の追加

インド企業省(MCA)は2022年4月1日から、監査証跡の記録に会計ソフトウェアを使用 するよう通知しています。

2013年会社法のスケジュールIIIの改正

インド企業省(MCA)は、2013年会社法の附則資料IIIを修正し、2021年4月1日より、財務諸表に多数の開示項目を追加する形で企業へのコンプライアンス要求を強化した。これらには、非公開資産の詳細、暗号通貨または循環通貨、税務査定における非公開の収入、売掛金と買掛金の年齢調べ、打ち切られた企業との関係、追加のCSR関連の開示などを含まれている。

インド企業省(MCA)は2022年4月1日からの監査証跡を記録するための会計ソフトウェアの使用を義務付けている

2022年4月1日よりすべての会社は会計帳簿を維持するためにそのような会計ソフトウェアを使用するものとしています。これはすべてのトランザクションの監査証跡を記録する点を明確にしています。

ソフトウェアは日付とともに会計帳簿に加えられた各変更が行われたときの監査ログを作成できる必要があり、また、監査証跡を無効にできないようにする必要がある。

M&A関連

国際商事仲裁のメカニズムを強化するためのインドの措置

2021年仲裁調停（改正）法は2021年3月11日に通知されました。こちらは、インドが国際商事仲裁の優先目的地となるための継続的な取り組みを示しています。これはM＆Aや外国投資などから生じる商事紛争に対して一般的に使用される司法手続きです。

今回の改正においては2つ主要なポイントがあります。一つは、裁判所は現在、仲裁合意または報奨の作成基礎となる契約は、詐欺または汚職によって誘発され、執行に無条件の滞在を認める権限を与えられています。こちらは2015年10月23日から発効する同法第36条の遡及的修正です。

2つ目は、仲裁人の認定を規定する第43（J）条および附則資料8の省略についてです。附則資料8では、インドで仲裁人として行動する資格のある弁護士の資格要件を詳述しました。こちらの改正は、著名な国際仲裁人を引き付けるために行われており、インドを国際仲裁のハブとして位置づける意図があります。ただし同法第 43（J）条はまだ定義されておりません。

一方、「詐欺」や「汚職」の定義などの側面については不明瞭な点があるため、同法第36条の遡及的性質により、遅延と訴訟が増加する可能性があります。

Source: The Hindu Business Line, Lexology

ニュース

ウェビナー情報

2020年新労働法の改正要点（労使関係法及び社会保障法）

2021年3月2日

講演者：Himanshu Srivastava(ビジネスアドバイザリー部門パートナー)

日本語でのウェビナーにおいて、新労働法体系における労使関係法と社会保障法がインドの日本企業に与える影響を取り上げた.

2020年新労働法の解説とビジネスへの影響

2021年3月２３日

講演者：Himanshu Srivastava(ビジネスアドバイザリー部門パートナー)

世界貿易センターから招待される形で、新労働法が与える雇用主と従業員に対する影響について講演しました。新規則はまもなく発効され、労働規制と雇用者と従業員の関係に大きな変化をもたらすことが期待されています。このウェビナーでは、シナリオ別に新労働法が与える影響を説明しました。

代表社員による執筆記事と引用

GST監査の廃止：CFOに対する責任

2021年3月１２日

著者：Sundeep Gupta (会計・間接税部門パートナー)

Economic Times CFO紙のインタビューを受けて、GST監査廃止により、GSTの納税責任が監査人からCFOへ移管される修正案の影響について話した。

GST導入の現実：事業年度2018～19年度において、年次申告書を提出した納税者は約50%

2021年3月１５日

著者：Sundeep Gupta (会計・間接税部門パートナー)

Economic Times CFO紙の記事にコメントを寄稿しました。納税者のGST申告率が低いことを調査した同記事において、納税者が抱える申告遅延の理由と期限内提出を達成するための課題について解説しました。

所得税法206AB条及び206CCA条が納税者へ与える課題

2021年3月２９日

著者: Karthik S S – (税務部門パートナー), Taxsutraの記事において2021年財政法の 抱える税務課題と解決策を共有しました。所得税法206AB条と206CCA条は2021年7月1日から発効されます。

用語集

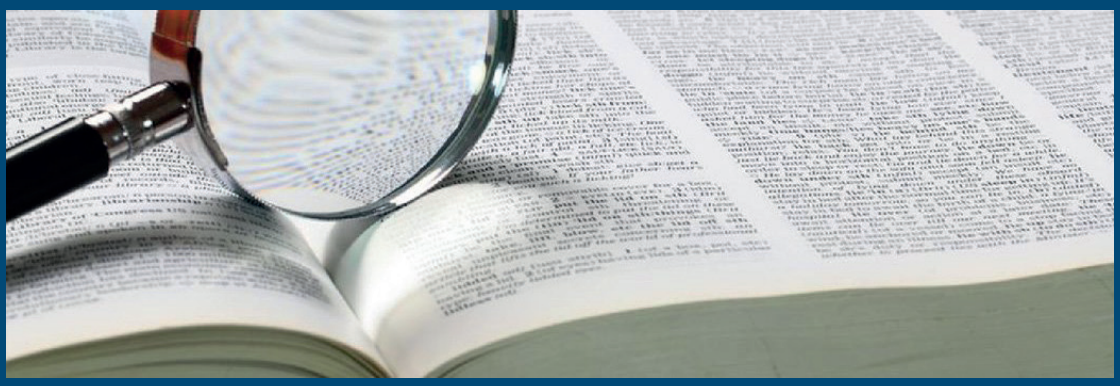

AAR
Authority for Advance Ruling

AAAR
Appellate Authority for Advance Ruling

ACIT
Assistant Commissioner of Income Tax

ADR
Alternate Dispute Resolution

AO
Assessing Officer

AY
Assessment Year

B2C
Business to Consumer

CBDT
Central Board of Direct Taxes

CFO
Chief Financial Officer

CIRP
Corporate Insolvency Resolution Process

CSR
Corporate Social Responsibility

DRP
Dispute Resolution Panel

FY
Financial Year

GAAR
General Anti-Avoidance Rule

GST
Goods and Services Tax

IRP
Insolvency Resolution Professional

ITC
Input Tax Credit

M&A
Mergers and Acquisition

MCA
Ministry of Corporate Affairs

NR
Non-Resident

OPC
One Person Company

PAN
Permanent Account Number

QR Code
Quick Response Code

RP
Resolution Professional

SC
Supreme Court

TDS
Tax Deducted at Source

u/s
Under section

w.e.f
With effect from

本記事に関するフィードバックはこちらへお願い致します。連絡先 editorial@asa.in

当社概要

弊社は、企業戦略、会計記帳
税務、財務/市場分析を網羅する
プロフェッショナルファームです。

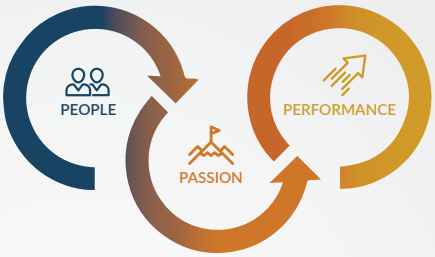

サービス

- 経理とビジネスサポート
- 保証
- ビジネス顧問専門家
- 課税
- 取引関連顧問専門家

インド全土に各分野の知見と経験を持った専門家集団によりクライアントへ確かなサービスを提供

インドの会計事務所

トップ10にランクイン

www.asa.in

700 人の社員 プロ

6000 顧客

60＋ ヶ所の事務所

32 行のパートナー専務

30 年の経験

インド国内で８ヶ所にパートナー専務所もある

インド国内の18ヶ所と海外の６ヶ所の会社が一緒になって国際的な所属でグローバル基準とロカール専門家を育てる

免責事項：この出版物は、ASA & Associates, LLPとASA Corporate Catalyst India Pvt. Ltd.が共同で作成されたものです。本出版物の情報は、信頼できる情報源から引用する形で正確性を保証しています。但し、本出版物は、法律、税務、会計、またはその他の専門的なガイダンスを提供することを目的としたものではありません。特定の問題につきましては、適切なアドバイスを受けることをお勧めします

期待を超える一層の努力

ASA Corporate Catalyst India

ニューデリー【本社】
Aurobindo Tower
81/1 Third Floor Adchini
Aurobindo Marg
New Delhi 110 017 INDIA
T +91 11 4100 9999

アーメダバード
306 - B, Pinnacle Business Park
Corporate Road, Prahlad Nagar
Ahmedabad, 380 015 INDIA
T + 91 79 4891 5409

バンガロール
Level - 2, Park Square
No.150, 36th Cross
Jayanagar 7th Block
Bengaluru 560 082 INDIA
T +91 80 4151 0751

チェンナイ
Unit No. 709 & 710,
7th Floor 'Beta Wing'
Raheja Towers
New Number 177
Anna Salai,
Chennai 600 002 INDIA
T +91 44 4904 8200

グルガオン
Times Square Fourth Floor
Block B, Sushant Lok 1
Gurgaon 122 002 INDIA
T +91 124 4333 100

ハイデラバード
Ammaram Unnathasan Reddy Tower
H No 1-11- 301/3 Ground Floor
Gagan Vihar Begumpet
Hyderabad 500 016 INDIA
T +91 40 2776 0423

コチ
Pioneer Tower
207-208 Second Floor
Marine Drive
Kochi 682 031 INDIA
T +91 484 410 9999

ムンバイ
Lotus Corporate Park
D-401, CTS No.185/A
Graham Firth Compound
Western Express Highway
Goregaon (East)
Mumbai 400 063 INDIA
T +91 22 4921 4000

全国的なアフィリエト
Chandigarh, Kolkata, Pune,
Visakhapatnam, Nepal

CIN: U74140DL1996PTC078668

© ASA Corporate Catalyst India Pvt. Ltd.